事に審査請求をすることができる。

令和三年十一月九日

おり縦覧に供する。

(1)

縦覧場所

令和三年十一月九日から令和三年十二月八日まで

亘理町役場

縦覧期間

縦覧に供する書類の名称

宮城県知事

村

井

嘉

土地改良事業変更計画書の写し

目 次

公 告 ○県営土地改良事業変更計画の縦覧

告

示

報

○開発行為に関する工事の完了

告 示

県

○宮城県告示第七百九十九号

公

(建築宅地課)

農村振興課)

ページ

発 行 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火, 金曜日発行)

公

告

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

 $\widehat{\mathbb{T}}$

令和三年十一月九日

地域の名称 工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

> 名取市高舘吉田字前沖百七十七番、 宮城県知事 村 井 嘉 百七十七番 浩

三、百九十一番四、二百二番三

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市若林区大和町五丁目十五番十一号

有限会社ディー・プランナー

する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知 年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のと なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用 県営吉田南部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四 浩